



28諏監第37号
平成29年3月22日

諏訪市長 金子 ゆかり様
諏訪市議会議長 宮下 和昭様
諏訪市教育委員会 委員長 小島 雅則様

諏訪市監査委員 中澤 芳雄

諏訪市監査委員 水野 政利

平成28年度後期定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、別紙のとおり定期監査を実施したので、
その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき、
又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、
監査委員がそれを公表することが義務づけられていますので、改善策等を講じたとき
は通知願います。

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の執行者

諏訪市監査委員(識見委員) 中澤芳雄

諏訪市監査委員(議選委員) 水野政利

3 監査の実施日及び対象課所等名

(1) 各課(及び施設)定期監査

監査実施日	監査の対象とした課所(施設)等の名称	
1月11日(水)	課所名	営業課、施設課、市民課*
	施設名	新井浄水場
1月12日(木)	課所名	生活環境課*、総務課*、秘書広報課*、税務課*
1月13日(金)	課所名	消防庶務課
	施設名	消防庶務課事務棟

監査実施日	監査の対象とした学校の名称
2月6日(月)	城北小学校、城南小学校、諏訪南中学校

監査実施日	監査の対象とした課所(施設)等の名称	
2月8日(水)	課所名	スポーツ課、教育総務課
	施設名	武道館、諏訪湖ヨットハーバー
2月9日(木)	課所名	生涯学習課
	施設名	文化センター、図書館、働く婦人の家・勤労青少年ホーム 放送大学、諏訪市公民館

*については、府内課所備品監査(1月10日(火)実施)の対象課所を表す。

4 定期監査の執行方針及び着眼点の設定

定期監査を執行するにあたっては、監査委員会議で確認された当年度の監査等執行方針に基づき、原則として、平成28年度の事務事業に係る歳入歳出執行状況全般を対象として定期監査を実施した。

施設監査及び学校監査(以下「施設等監査」という。)においては、施設等の管理状況及び現金取扱事務等を監査項目に設定し、施設等の管理運営状況等全般について実地に検分した。

また、監査にあたっては、社会情勢や行政需要の変化への対応がなされているかなど、一部に行政監査的視点を導入しながら実施した。

なお、当年度の監査等における着眼点及び共通重点監査事項(平成28年4月1日通知)の要点は以下のとおりである。

(1) 平成28年度監査等における着眼点

ア 財務事務監査における着眼点

- ・予算の執行は計画的かつ効率的に行われ、予算計画に対する実績は妥当であるか。
- ・総計予算主義の原則が守られているか。
- ・経理事務については、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

イ 行政監査的視点導入による監査の着眼点

- ・事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民の負担軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ・社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。
- ・事業の目的が明確である上に、各部局間の連携、整合性、総合性がとれているか。
- ・事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

(2) 平成28年度における共通重点監査事項

ア 収入事務について

1) 調定事務について

- ・調定額の算定内容は適正か。また、調定の時期及び手続きは適時適切に行われているか。
- ・減免、延納又は後納等の理由及び手続きは適正か。
- ・調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

2) 徴収事務について

- ・過誤納の還付手続きは適正に行われているか。
- ・延滞金の徴収事務は適正に行われているか。
- ・収入の消込み誤り、漏れ、及び遅延しているものはないか。

3) 滞納整理事務について

- ・収納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
- ・督促、催告、及び時効の中斷の手続きは適時、かつ適正に行われているか。
- ・滞納整理について努力が払われているか。
- ・不納欠損は適時、かつ厳正に行われているか。

4) 現金取扱事務について

- ・現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
- ・領収書の取扱いは適正に行われているか。
- ・領収書にあらかじめ綴番号及び連番号を付しているか。
- ・使用済みの原符に欠番はないか。また、書損じ分は保管されているか。
- ・使用しなくなった冊子の未使用分はパンチを入れる等の無効処理がなされているか。
- ・現金出納簿は、遅滞なく正確に記載されているか。また、日々出納関係諸帳簿の管理点検は複数で行っているか。
- ・収納金は遅延なく、指定金融機関等に払い込まれているか。
- ・釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。

イ 支出事務について

1) 支出一般について

- ・予算流用、予備費充当の手続き及び時期は適正か。
- ・支出の特例による支払い方法(資金前渡、概算払、前金払、繰替払等)及び精算等の手続きは、法令等の定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。

2) 委託料の支出について

- ・委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
- ・委託の相手方及び選定方法は適切か。
- ・委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- ・委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

3) 負担金、補助及び交付金の支出について

- ・補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- ・補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- ・補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- ・実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。

4) 工事請負費の支出について

- ・竣工検査は確実に行われているか。また、工事請負の事実のないものはないか。
- ・請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

5) 契約事務について

- ・随意契約による場合、その理由は適正か。また、適正化法に基づき公表を要する公共工事については、相手方を選定した理由が公表されているか。
- ・随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。

6) 財産管理事務について

- ・財産台帳は調製され、取得、処分、所管替え等の異動について正確に記録されているか。
- また、財産は、財産台帳及び附属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。
- ・財産の維持管理及び補修は適切になされているか。また、消防法その他法令等に基づき防火、防災対策は適正に行われているか。
- ・財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。

7) 物品購入及び保管管理について

- ・物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。(特に年度末において当面必要としない物品の購入、変質のおそれのある物品の一時多量購入等はないか。)
- ・物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- ・物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。遊休物品、死蔵物品等はないか。また、管理替え等による有効利用への配慮がなされているか。帳簿外物品はないか。

8) 基金について

- ・基金設置の目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。

5 監査の実施手続き及び方法

あらかじめ指定し、提出させた資料により、歳入歳出全般の執行状況について説明を聴取した上で、上記着眼点に基づき、質疑形式による監査を中心に、実査、視察、閲覧、照合などの手続きにより監査を行った。また、施設等監査については、資産の管理状況や業務の運営状況等を把握するために現地に赴き、実地に検分を行っている。なお、備品に係る財産管理事務監査については、その業務の一部を補助職員に命じ、その結果について報告を徴するなどの方法で監査を行った。

6 監査の結果

当年度の監査実施計画及び執行方針等に基づき、財務事務及びその他事務事業並びに施設の管理状況等を監査した結果、それぞれの事務事業は概ね適正に執行され、順調に進捗しているものと認めた。

なお、軽微に改善を求める事項については、その都度口頭で指摘したため、特に留意を要すると思われる点について以下に意見としてまとめたので、今後の参考とされたい。

7 監査の意見

(1) 各課(及び施設)定期監査における意見

いずれの職場においても、真摯に業務遂行に努め、またその進捗状況も順調であることを確認した。

ア 各部局共通事項

1) 公共施設の維持管理について

市民の活動の場となっている公共施設は老朽化が進んでおり、また、耐震基準をクリアするため、改修工事が順次行われていることを確認した。今後は、諏訪市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に改修等を行い、行政サービスの低下につながらないよう配慮されたい。

イ 各部局個別事項

【水道局】

1) 新井浄水場について

新井浄水場の施設を視察し、24時間体制の管理により、安全・安心な水が確保されていることを確認した。また、安全・安心な水を県下一安い水道料金で市民に提供していることを評価する。今後施設やインフラの老朽化による整備にコストがかさむことが懸念されるので、水道事業ビジョンに従い、将来を見越して水道事業を進められたい。

(新井浄水場・施設課・営業課)

2) 温泉事業について

温泉の本管に耐久性に優れた管を使用することにより、管の長寿命化が図られていることを確認した。共同浴場を維持するため、今後、老朽化による枝管の取替が必要になってくると思われるが、各温泉組合は資金的に厳しい状況にあることから、補助金の利用を含めた温泉事業のあり方を検討されたい。

(施設課)

3) 下水道事業について

99.1%という高い普及率に加え、下水道事業が健全に運営されていることを評価する。今後、合併浄化槽利用者等の未接続者への働き掛けを検討し、下水道の接続がさらに進み、事業が良好に運営されることを期待する。また、平成29年度から雨水全体計画の見直しが本格化する。現状に適した計画を策定し、災害の起こらない安全・安心な街づくりを進められたい。

(施設課)

【市民部】

1) 消費生活センターの活用について

消費生活センターが市民課内に設置され、消費生活コンサルタントの資格を有した相談員が特殊詐欺、悪質商法等の相談に対応して、安全・安心な市民生活が守られるようになっていることを確認した。今後、消費生活センターポータブルサイトHPを活用し、市民がより利用しやすい消費生活センターになることを期待する。

(市民課)

2) 個人番号カードの普及について

個人番号カードの交付率は約10%であるが、コンビニでの証明書取得、手数料の引き下げ、個人番号カードの郵送サービス等、さまざまな工夫と努力を行い、県下19市中1位となっていることを評価する。さらに個人番号カードの普及に努められたい。

(市民課)

3) 大型可燃物の受入について

湖周ごみ処理施設の本格稼働と諏訪市清掃センターの閉鎖に伴い、大型可燃物の受入先を市内業者に委託したことを確認した。市民の負担軽減につながる対応であり、市民への周知を徹底し、サービスの向上を図られたい。

(生活環境課)

4) 地中熱利用の促進について

地中熱の利用はCO₂の削減につながり、諏訪市の特徴を活かした利用価値のあるシステムであると思料する。地中熱利用システムの促進のため、市民と業者への周知、宣伝等を行い、諏訪市の目玉となるような事業になることを期待する。

(生活環境課)

【総務部】

1) 非常用電源装置の確認点検について

平成28年3月に発生した停電事故においては直流電源設備が機能せず、電源供給できない事態が発生した。これに対応するため、バッテリーを含めた設備を更新したことを確認した。今後、定期的に設備の確認点検を実施し、市民サービスに支障がないよう、また、職員が安心して働くよう環境を整備されたい。

(総務課)

2) 職員の健康管理について

仕事量の増加と仕事内容の高度化により体調不良に陥る職員も少なくない。このような状況の中で、職員の健康管理のためメンタルヘルス研修会等が開催されたことを確認した。研修により職員の心身の健康増進が図られることを期待する。

(総務課)

3) 広報すわ等のポスティングによる配布について

駐在員制度の廃止により、平成29年5月から、広報すわ等はポスティングによる配布へと移行する。配布漏れや住所移動に伴う対応には迅速、正確に取り組まれたい。

(秘書広報課)

4) 滞納整理業務について

税務課等職員の弛まぬ努力と工夫により年々徴収業務が効率化され、滞納金額が減少していることを評価する。税は市の基幹財源であることから、滞納整理業務のさらなる推進を図られたい。

(税務課)

【消防庶務課】

1) 職場環境の整備について

平成28年度より消防業務が広域化され、新しい体制の中で業務を行うことになった。職員が快適に仕事ができるように職場環境を整備することが重要であると思料する。

【教育委員会事務局】

i) 学校監査意見

1) 学校環境の整備について

児童・生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むためには、快適に学習できる学校環境の整備が重要であると思料する。特にトイレについては、各学校においても、悪臭、排水のトラブル、洋式トイレの不足等が確認された。優先順位を決め、早急に改修を進められたい。

2) 城北小学校における緊急時の連絡対応について

インターホンが設置されていない教室があり、緊急時の連絡ができないことが懸念される。児童の安全確保の観点から、PHS等も含めて緊急時の連絡方法について検討されたい。

3) 城南小学校給食室の安全対策について

学校教育において、食の安全性の確保は極めて重要であると思料する。衛生面に配慮し、食の安全・安心のため給食室の安全対策を講じられたい。

4) 諏訪南中学校給食室の下処理水槽の三槽化について

給食室で野菜洗浄を行う下処理水槽は衛生管理基準では三槽とされているが、現状は二槽であり、保健所より指導を受けていることから、安全確保、法令遵守のため、改善を図られたい。

5) 特徴ある学校づくりについて

各通学区の児童・生徒数の変動により、学校間の児童・生徒数に差が生じてきている。小規模校、大規模校それぞれに適した特徴ある学校づくりを期待する。

ii) 各課(及び施設)監査意見

1) 中学校武道場の社会体育への活用について

諏訪南中学校に整備予定の武道場が学校教育のみならず社会体育にも活用されることを期待する。武道場を有する市内中学校の施設の共同利用についても検討を進められたい。

(教育総務課)

2) 放課後児童クラブの指導員の加配について

放課後児童クラブの利用児童の増加に加え、発達の気になる児童も増えていることから、指導員の加配が必要な状況であり、児童に適正な指導を行うため、保育士、教諭等の有資格者や経験年数のある指導員の確保が喫緊の課題となっている。市広報の活用等、募集方法を工夫し、指導員の確保に努められたい。

(教育総務課)

3) 生涯学習施設の修繕について

いずれの施設も古く、老朽化が進んでいることから、修繕工事が順次行われていることを確認した。地域住民の活動の場として利用頻度も高いので、計画的な修繕を実施するとともに、サービスの低下につながらないよう配慮されたい。

(生涯学習課)

4) 諏訪市武道館について

当武道館はたいへん古い施設であり、耐震改修は困難であるとされている。しかし、多くの市民が使用していることから、施設を今後どのようにしていくのか、市民の声を聴く中での方等について検討することを期待する。

(スポーツ課)

5) ヨットハーバー及びその周辺の管理について

無断繫留船の追跡調査を行い、関係機関との相談や連携の中で所有者を特定し、契約にこぎつけたことを評価する。国税局が差押えを検討している物件については、経過を見守りながら収入を確保し、速やかに撤去できるよう対応を検討されたい。

土砂が堆積し、ヨットハーバー周辺の水深が浅くなり、船舶の航行に影響が出てきている。事故防止と安全確保のため、諏訪湖の管理者である建設事務所に、浚渫の早期実施を働き掛けられたい。

駐車場に隣接する歩道と側溝の改修を5年計画で進めているが、防災・減災の観点からも、改修を早期に完了できるよう見直しを検討されたい。

(スポーツ課)

8 平成28年度定期監査(前期及び後期)における総括意見

景気は緩やかな回復基調にあるが、個人消費や設備投資等の民需は力強さを欠き低調に推移している。また、地方においては経済成長を実感できない現状にあり、歳入の大幅な増加が期待できない地方財政の先行きは依然として厳しい。

平成28年度も財調・減債基金を繰り入れて、一般財源を確保する厳しい財政状況が続いている。こうした中で、防災事業をはじめとした安全・安心対策、人口減少抑制対策等市民生活に直結する事業を積極的に計上し、多くの事業が遂行され、課題が確実に前進したものと思料する。

平成28年度定期監査においては、当年度の監査等執行方針に基づき、歳入歳出全般の執行状況について質疑、実査、視察、閲覧、照合等により精査を行い、それぞれの事務事業が概ね適正に執行されていることを確認するとともに、改善を検討すべき事項等について意見を述べてきた。

歳入では、法人市民税の税率引下げ等の影響により、市税全体の伸びが見込めない中、自主財源の確保に積極的に努め、特に信州ふるさと寄附金については、PRやお礼の品の充実等により、昨年より大幅に増加したことについて職員の努力を評価する。今後も更に自主財源の確保を積極的に図られたい。

歳出については、事務事業の進捗状況や財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを検証し、安易な流用を慎み、計画的な予算執行が図られるよう配慮されたい。

平成29年度は市長の任期の折り返しを迎える年度であり、「基」の予算として、いくつかの新しい計画がスタートすることになる。諏訪市の状況に相応しい新しい基礎を築き、足元を固めて各種事業が全庁一丸となって着実に進展することを期待する。